

1. 立地適正化計画策定の必要性・目的

(1) 立地適正化計画とは

現在、多くの地方都市では、急速な人口減少や少子高齢化に直面しています。また、住宅や店舗などの郊外立地が進んだ結果、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成しています。今後、人口減少や少子高齢化がさらに進むと、拡散した居住者の生活を支える医療・福祉・商業などの生活サービス施設や公共交通の維持が困難になるおそれがあります。

このため、2014年（平成26年）に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）が改正され、人口減少や少子高齢化の現状を踏まえ、市町村がコンパクトなまちづくりを推進するための「立地適正化計画」を作成することができるようになりました。

「立地適正化計画」は、都市全体の構造を見直し、生活サービス施設や住居等がまとまって立地するよう土地利用の誘導を行い、安心できる健康で快適な生活環境の実現を目指すものです。

今までの都市計画は主に規制や制限を行うものでしたが、本計画は土地利用の誘導を行っていく計画で、市町村が定める都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられています。

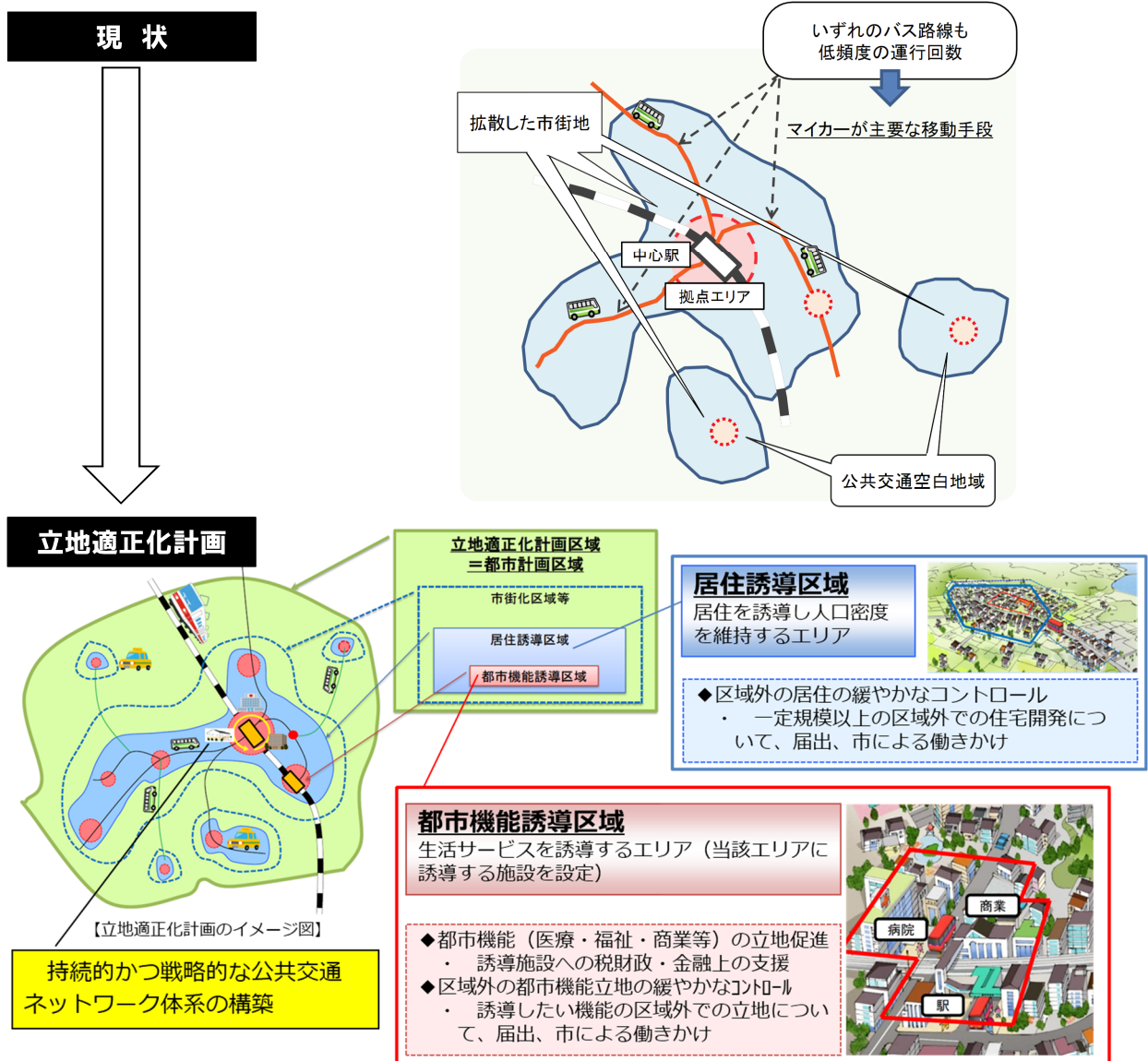


図 立地適正化計画の全体像

(2) 藤岡市立地適正化計画策定の必要性

上位計画である「第5次藤岡市総合計画」や「藤岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、人口減少や少子高齢化は重要な課題とされています。

「第5次藤岡市総合計画」では基本施策のなかで、都市機能の集約、まちなか居住の誘導・促進を図り、美しい自然や農地などの緑豊かな環境の中で、生活環境や都市機能を充実させ、にぎわいと活力に満ちた魅力ある都市を目指すとしており、この目標を実現するために、本計画を策定します。

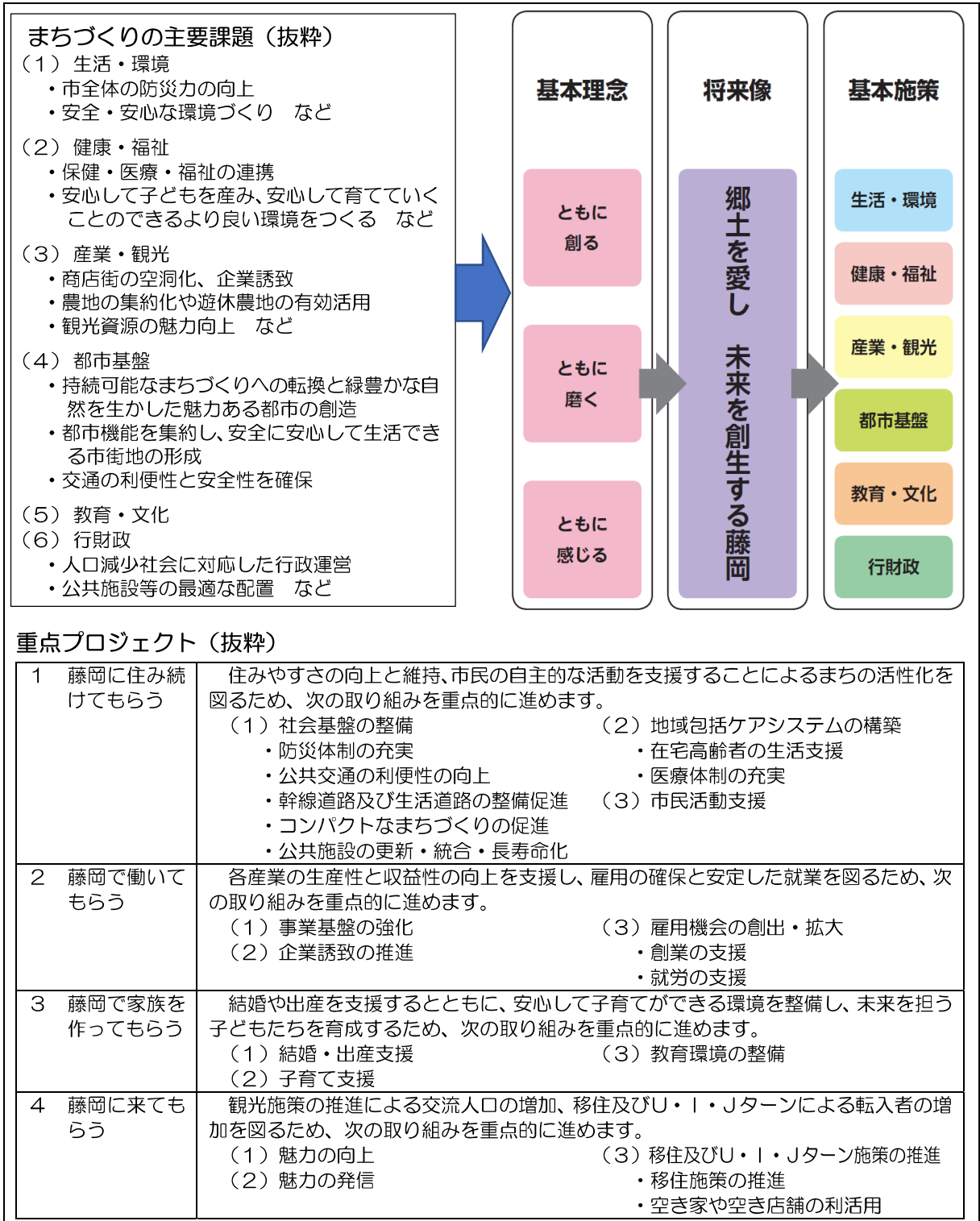


図 第5次藤岡市総合計画の概要

(3) 計画の目標年度

本計画は、都市全体の構造を見直すため、長期的な取組が求められることから、目標年度をおおむね 20 年後の 2037 年度とします。また、おおむね 5 年ごとに計画の見直しを行います。

(4) 計画の対象区域

立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本とされています。

したがって、本計画の対象区域は、「藤岡都市計画区域」と「鬼石都市計画区域」とします。

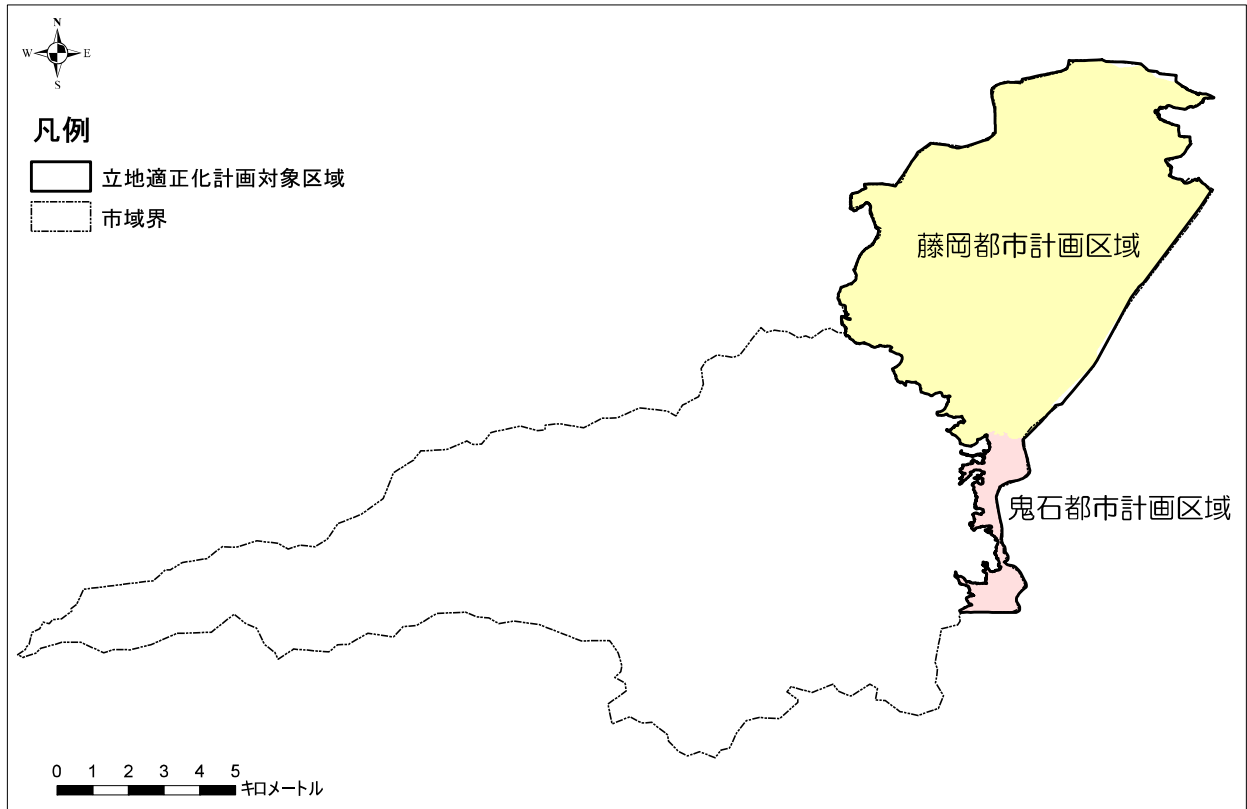


図 計画の対象区域